

OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

訪日外国人旅行者の旅行形態はFITが主流となっており、愛知県へより多くの旅行者を誘致するためには、FITに向けて積極的に情報を発信していくことが必要となる。

また、今年9月から10月にかけて、本県においてアジア・アジアパラ競技大会が開催され、アジア各国における本県の知名度が高まることが期待される。

そこで本事業では、大会開催の機会を捉え、アジア地域のFITの多くが利用しているOTAと連携し、市場横断的なプロモーションを実施することにより、本県の観光地としての認知度向上を図るとともに、訪日外国人旅行者の本県への誘客及び観光商品の販売促進を図る。

(2) 業務名

OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託

(3) 業務内容

別紙「OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託金額の上限

金 27,051,640 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から2027年3月19日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に於いて、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登録され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

| 業務（大分類） | 中分類 | 小分類 | 細分類 |
|------------|---------------------|--------|-------------|
| 03. 役務の提供等 | 03. 映画等製作・ 広告・催事 | 02. 広告 | 01. 広告企画・代行 |
| | | 03. 催事 | 01. イベント企画 |
| | 13. 旅客業 | 01. 旅行 | - |

- (8) 応募は単独に限らず共同事業体等でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。なお、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表する事業者が応募を行うこと。
- ア 共同事業体等を構成する事業者いずれかが、応募資格の(1)と(7)の要件を満たす者であること。
- イ 共同事業体等を構成する全ての事業者が、応募資格の(2)～(6)の要件を満たす者であること。

3 応募方法等

(1) 提出書類

ア 提案応募書(様式1)

イ 業務実施体制(様式2)

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)

エ 企画提案書(任意様式、原則A4サイズ)

仕様書を熟読の上、別紙1「企画提案書 記載事項」に基づき作成すること。

オ 見積書(任意様式、A4縦サイズ)

- ・愛知県知事あてとすること。
- ・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税、非課税又は不課税の別を記載すること。
- ・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
- ・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。
- ・円建てで作成すること。
- ・為替変動による契約金額の変更は行わない。

カ 「共同事業体協定書」の写し(様式4) ※共同事業体を結成する場合

キ 委任状(様式5) ※共同事業体を結成する場合

ク その他資料(事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写し等)

(2) 提出部数

紙媒体9部(正本1部、副本8部)

※事業者のパンフレットは正本1部で可。

(3) 提出期限

2026年5月29日(金)正午(厳守)

(4) 問合せについて

業務内容についての質問は、2026年5月8日(金)午後5時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業企画提案に係る質問」とすること。受け付けた質問は、当該法人等に固有の質問を除き、当課Webサイトに回答を掲載する。

(5) 提出先(問合せ先)

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁本庁舎1階)

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

誘客促進グループ

担当 石川、原

電 話 052-954-6378 (ダイヤルイン)
ファックス 052-973-3584
電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時（提出期限日は正午）までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とし、郵送で提出した旨を電話又はメールで連絡すること。）

※海外から提出する場合で、郵送に遅延が生じている場合は、(5)の提出先（問合せ先）へ事前に連絡の上、(3)の提出期限よりも前の日に発送したことが分かる書面の写し及び(1)の提出書類のデータを、(3)の提出期限までに電子メールで送付した場合も、提出したものとみなす。

(7) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。

4 選定方法

(1) 選定手順

別に設置する「OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業業務委託企画審査委員会」（以下「企画審査委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、企画提案の応募が5件を超える場合は、書面による一次審査を行うことがある。全ての審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙2「企画提案書 評価基準」について評価し、総合的な審査を行う。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知する。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

5 留意事項

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きのいずれかを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

6 スケジュール（予定）

| | |
|-----------------|-------------------|
| 2026年5月29日（金）正午 | 企画提案書提出締切 |
| 2026年6月第1週 | 企画審査委員会開催、受託候補者決定 |
| 2026年6月第2週 | 契約締結 |
| 2027年3月19日（金） | 事業完了 |

OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業 企画提案書 記載事項

1 業務実施体制等について

- ・業務運営体制、要員の配置、類似事業の経験及びノウハウ
- ・業務実施スケジュール

2 企画内容について

(1) 東アジア・東南アジア7市場に向けた誘客プロモーションについて

- ・プロモーション期間及びプロモーション方法の提案、提案理由

(2) 中国市場に向けた誘客プロモーションについて

- ・連携先 OTA の概要、選定理由 ※複数 OTA と連携する場合は OTA 別に記載
- ・連携先 OTA のターゲット市場における利用会員数やアクセス数
- ・2026年4月末時点での、連携先 OTA 内における県内観光商品の掲載数
- ・LP 全体のコンセプト及び構成の提案、提案理由
- ・LP のラフデザイン及びアピールポイント
- ・LP へ掲載する内容の提案
- ・LP の簡体字による執筆業務の考え方、実施体制
- ・LP への県内観光商品の掲載数を増やすための県内観光関連事業者との連携に係る考え方、実施体制
- ・LP への流入を促進するためのプロモーション方法の提案、提案理由、期待される効果（アクセス数等）
- ・ライブ配信の実施回数、実施時期、実施時間の提案、提案理由
- ・ライブ配信の閲覧者数を増やすための施策の提案、提案理由
- ・日中関係の情勢等により、ライブ配信による販売プロモーションを実施できなくなった場合の代替策の提案、提案理由

(3) KPI 設定及び効果測定について

- ・プロモーションの効果を把握できる KPI の提案、提案理由
- ・本県へ提供できるデータや分析可能な内容の提案、提案理由

(4) その他提案について

- ・委託金額の上限内において実施可能な事業の提案

OTA事業者と連携したアジア向けプロモーション事業 企画提案書 評価基準

1 業務実施体制等について

- (1) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールであるか。
- (2) 類似業務の実績、統括責任者及び業務担当者のスキルなど、十分な経験やノウハウを備えているか。

2 東アジア・東南アジア7市場に向けた誘客プロモーションについて

- (1) プロモーション期間は、各ターゲット市場のシーズナリティが考慮されたものであるか。
- (2) プロモーション方法は、各ターゲット市場において効果的であるか。

3 中国市場に向けた誘客プロモーションについて

- (1) 連携するOTAは、本県のプロモーションを行う連携先として効果的であるか。
- (2) OTAサイト内に制作するLPは、ターゲット市場への訴求力が期待できる設計となっているか。
- (3) LPへの流入を促進するためのプロモーション方法は、ターゲット市場の特性等が考慮されたものであるか。
- (4) ライブ配信の実施時期及び実施時間は、本県の認知度向上や誘客に効果的であるか。
- (5) 閲覧者数を増やすための施策は効果的であるか。
- (6) 日中関係の情勢等により、ライブ配信による販売プロモーションを実施できなくなった場合の代替策は、適切であるか。

4 KPI設定及び効果測定について

- (1) プロモーションの効果を把握できるKPIの設定は適切であるか。
- (2) 本県へ提供できるデータや分析可能な内容は、今後のプロモーションに活用できる内容であるか。

5 その他提案について

- (1) 委託金額の上限内において実施可能な事業の提案は、本県の認知度向上及び本県への誘客促進に対して効果が期待できるものか。

6 経費について

- (1) 企画提案内容に対して、経費項目と見積金額は適切か。

＜社会的取組＞

1 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）

- (1) ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
- (2) 自動車エコ事業所の認定を受けているか。
- (3) あいち生物多様性企業認証を受けているか。

2 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

- (1) 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。
- (2) 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
- (3) 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。

3 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

- (1) あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- (2) 「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。
- (3) えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

4 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）

- (1) 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けているか。
- (2) 愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。
- (3) 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。
- (4) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- (5) あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- (6) くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。

5 その他

- (1) あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
- (2) 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
- (3) 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
- (4) パートナーシップ構築宣言を公表しているか。